

審査の過程において下記に示す必要書類のほか追加資料を求めることがあります。

～ 認定理由別確認事項及び確認資料一覧～  
【認定対象者】孫・配偶者の子・甥・姪

被扶養者申告書（認定用）と合わせて下記の書類を提出してください。

事実発生日の翌日から30日以内に提出してください。30日を超えた場合、差出日からの認定になります。  
被扶養者の要件は共済組合のホームページやガイドブックにてご確認ください。

| 認定対象者 孫・配偶者の子・甥・姪   |                            |  |  |
|---|----------------------------|--|--|
| 認定理由  | 認定日                        | 確認事項   | 主な確認資料   |
| <b>出生</b><br>(出生した孫を扶養したいとき)<br><b>扶養替え</b><br>(扶養替えしたい孫、配偶者の子がいるとき)<br>等 | 出生した日、<br>前健保の資格喪失年月日<br>等 | 氏名、<br>続柄、<br>生年月日、<br>収入、<br>同居別居の別、<br>扶養義務者(1)、<br>共同扶養者(2)の収入<br>等<br><br>1<br>扶養義務者とは、孫、配偶者の子の実父母、又は養父母をいいます。...【注1】<br><br>2<br>組合員に配偶者がいる場合、配偶者も共同扶養者となります。 | は必須、 は該当の場合提出してください。<br>一覧表の下部に示している注1～注7を必ず参照の上、確認資料を揃えてください。<br><br><b>&lt; 必須書類 &gt;</b><br><b>同居の場合</b><br><b>住民票...【注2】</b><br>世帯全員が記載されているもの<br>組合員との続柄・同居がわかるもの<br>マイナンバーの記載がないもの<br>本籍の記載がないもの<br><b>別居の場合</b><br>配偶者、父母、兄弟姉妹、子、孫、祖父母のみ<br><b>・住民票...【注3】</b><br>認定対象者の世帯全員が記載されているもの<br>マイナンバーの記載がないもの<br>本籍の記載がないもの<br><b>・送金の事実(通帳の写し)</b><br>手渡し不可<br>月額5万円以上/人<br>ただし、月額5万円以上の収入がある場合はその収入以上<br><b>戸籍謄本</b><br><b>扶養事実申立書[認定用]</b><br><b>所得証明書...【注4】</b><br>認定対象者、扶養義務者及び共同扶養者の分<br>市役所等で発行<br>出生の場合、認定対象者は不要<br><b>前健保の資格喪失証明書又は国民健康保険証(市区町村)の写し...【注4(3)】</b><br>出生の場合は不要<br><br><b>&lt; 該当する場合 &gt;</b><br><b>辞令又は離職票又は雇用保険受給資格者証</b><br>所得証明書に給与収入金額の記載があるが既に退職している場合<br>退職日が確認できるもの<br><b>様式「給与等証明書[認定用]」</b><br>給与収入がある場合<br><b>直近の確定申告書・収支内訳書又は青色申告決算書</b><br>自営業収入等がある場合<br><b>廃業届</b><br>廃業の場合<br><b>直近の年金額改定通知書</b><br>年金収入がある場合<br>生保の個人年金等を含む<br><b>夫婦の前年度年間収入(控除前)がわかる公的書類</b><br>所得証明書等...【注4】<br>配偶者が被扶養者である場合は不要 |

注1 : 共同扶養者の中で年間収入が一番多い者を扶養先順位者とみなし、認定の可否を決定します。

また、扶養しようとする親族に配偶者がいる場合は、同居・別居を問わず、その親族と配偶者の間で夫婦相互扶助ができないこと、かつ、配偶者が他の社会保険(任意継続含む)に加入していないことが認定の要件となります。(詳細は HOME > よくある質問 > 被扶養者-Q21 を参照してください。)

**注 2** : (1) 配偶者の子、甥、姪は組合員と同居していることが認定の要件です。孫は同居、別居を問いません。

(2) 世帯分離している等の理由により、組合員との続柄が住民票で確認できない場合は、次の書類を提出してください。戸籍謄本(抄本)の写し、組合員と認定対象者それぞれの住民票(世帯全員が記載されたもの)、様式「生計同一に関する申立書」とその確認資料

**注 3** : 認定対象者が日本国内に住民票があることを確認します。

**注 4** : (1) 所得証明書に事業・不動産・農業・利子・雑所得(年金以外)等が記載されている場合、確定申告書(収支内訳書又は青色申告決算書)の写しを所得証明書と併せて提出してください。

(2) 無収入、収入額が少ない等の理由により課税対象額がないため、所得証明書の発行が不可な場合は、所得証明書に代えて、非課税証明書の提出でも可です。

(3) 「出生」を理由とする認定の場合、認定対象者の「所得証明書」及び「前健保の資格喪失証明書(又は国民健康保険の写し)」の提出は不要です。

**注 5** : 被扶養者申告書の記入内容、提出された資料から雇用保険受給の有無が確認できない場合は、様式「雇用保険の受給に関する調査票」の提出を求める場合があります。

**注 6** : 退職後に前健保の任意継続組合員となった場合はその資格を喪失するまで被扶養者として認定することができません。

また、前健保の任意継続組合員となった方で、雇用保険を月額 3,612 円以上受給していた方を被扶養者として認定申請した場合、雇用保険受給満了日の翌日か任意継続組合員資格喪失日のいずれか遅い日から認定することができます。

**注 7** : 日本郵政共済組合所定の様式以外の確認資料は、原本の写しを提出いただいても構いません。

ただし、原本を提出していただいた場合、返却はいたしませんので、扶養手当等の手続に同じ資料が必要な場合は、あらかじめ、写しを取っておくようにしてください。